

# 山梨県公報

第千三百五十三号

平成十五年

一月三十日

木曜日

## 目次

字の区域変更	三二
字の名称変更	三二
保安林の指定の予定(三件)	三二
土地収用事業の認定	三三
道路の区域変更	三四
急傾斜地崩壊危険区域の指定(七件)	三四
都市計画事業の認可	三七
字の区域変更(三件)	三七
換地計画の適当決定	四四
公告	四五
第三十五期山梨県地方労働委員会委員候補者の推薦請求	四五
屋外広告物講習会の開催について	四五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四六
換地処分の実施	四六
公安委員会	四六
遊技機の型式の検定	四六
正誤	四八
平成十四年七月十八日付け第千三百五号中(三件)	四八
平成十四年十二月二十七日付け号外第六十五号中(三件)	四八

## 告示

### 山梨県告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、櫛形町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

なお、この処分は、平成十五年二月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

変更前の字の区域

変更後の字の区域

大字平岡字長田一八五六の一から一八五六の二

大字あやめが丘六科山

大字平岡字六科山一九二九の一から一九二九の二まで、一九三〇の二から一九三〇の一六まで、一九三一の一三から一九三一の九九まで、一九三八の九から一九三八の一九まで、一九三九の九、一九四〇の二から一九四〇の四九まで、一九四二の二、一九四四の四から一九四四の四八まで、一九四五の三から一九四五の三三まで、一九四七の二から一九四七の二二まで、一九四八の三から一九四八の四二まで、一九四九の三から一九四九の二二四まで、一九五〇の四から一九五〇の二四四まで、一九五一の一から一九五一の四九まで、一九九八の二八から一九九八の二二四まで、二〇二五の四から二〇二五の二〇まで、二〇三二の三から二〇三二の四四まで、二〇五九の四、二〇六七の三、二〇七〇の三から二〇七〇の四四まで、二〇七四の二、二一一〇の四、二二二七の二から二二二七の三三まで及び二二二八の一から二二二八の三三まで並びに一九四八の三、一九四九の三、一九四九の四六、一九四九の四七、一九四九の四八、一九四九の四九、一九四九の七八、一九九八の二〇、二〇五九の四、二〇六七の三及び二二二八の三に隣接する水路、道路である国有地の全部並びに一九九八の三三、一九九八の三六、一九九八の九三、二二二七の二、二二二七の三及び二二二八の一に隣接する水路、道路である国有地の全部並びに一九三〇の一六及び一九四〇の四九に隣接する水路である国有地の全部並びに一九二九の一、一九二九の二及び一九三一の一五に隣接介在する水路、道路で

ある国有地の全部並びに一九三〇の一三、一九三二の三四及び一九三二の七五に隣接する道路である国有地の全部

**山梨県告示第三十四号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、櫛形町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があつた。

なお、この処分は、平成十五年二月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字平岡字長田一八五六の一から一八五六の二	大字あやめが丘六科山
大字平岡字六科山一九二九の一から一九二九の二まで、一九三〇の二から一九三〇の一六まで、一九三一の一三から一九三一の九九まで、一九三八の九から一九三八の一九まで、一九三九の九、一九四〇の二から一九四〇の四九まで、一九四二の二、一九四四の四から一九四四の四八まで、一九四五の三から一九四五の一三まで、一九四七の二から一九四七の二二まで、一九四八の三から一九四八の四二まで、一九四九の三から一九四九の二二四まで、一九五〇の四から一九五〇の二四まで、一九五一の一から一九五一の四九まで、一九九八の二八から一九九八の一四四まで、二〇二五の四から二〇二五の二〇まで、二〇三二の三から二〇三二の四まで、二〇五九の四、二〇六七の三、二〇七〇の三から二〇七〇の四まで、二〇七四の二、二一一〇の四、二一一七の二から二二二七の三まで及び二二二八の一から二二二八の三まで並びに一九四八の三、一九四九の三、一九四九の四六、一九四九の四七、一九四九の四八、一	

九四九の四九、一九四九の七八、一九九八の二〇、二〇五九の四、二〇六七の三及び二二二八の三に隣接する水路、道路である国有地の全部並びに一九九八の三五、一九九八の三六、一九九八の九三、二二二七の二、二二二七の三及び二二二八の一に隣接する水路、道路である国有地の全部並びに一九三〇の一六及び一九四〇の四九に隣接する水路である国有地の全部並びに一九二九の一、一九二九の二及び一九三一の一五に隣接介在する水路、道路である国有地の全部並びに一九三〇の一三、一九三一の三四及び一九三一の七五に隣接する道路である国有地の全部

**山梨県告示第三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 保安林の所在場所
  - 南巨摩郡身延町波木井字滝沢三三六二、三三六八の一、三三七五の一、字滝沢西三三九一の一、三三九三の一、梅平字道平三七〇七の一、三七〇八、字清水林三七一五、西八代郡下部町一色字芦田四一五三、四二七二、字樋口四四〇二、四四〇三の一
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字滝沢三三六二・三三六八の一・三三七五の一・字滝沢西三三九一の一・三三九一の一・三三九三の一・梅平字道平三七〇七の一・三七〇八・字清水林三七一五・字芦田四二五三・四二七二・字樋口四四〇三の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

#### 山梨県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 保安林の所在場所

西八代郡下部町清沢字細尾八二〇、八二四、八二八、八三〇、八三四、字細尾羽二〇七八、常葉字山口山七六五八の一、七六五八の内二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細尾八二〇、八二四、八二八、八三〇、八三四、字細尾羽二〇七八、字山口

山七六五八の一（次の図に示す部分に限る。）、七六五八の内二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

#### 山梨県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字中の山二六一六、一六一七、一六三二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中の山一六一六・一六一七・一六三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

#### 山梨県告示第三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。）

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 起業者の名称

葎崎市

#### 二 事業の種類

（仮称）葎崎児童センター建設事業

#### 三 起業地

収用の部分 葎崎市本町二丁目地内

使用の部分 なし

#### 四 事業の認定をした理由

- 1 法第二十条第一号要件  
 (仮称) 葦崎児童センター建設事業(以下「本事業」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)建設事業であり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。
- 2 法第二十条第二号要件  
 起業者は、平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。
- 3 法第二十条第三号要件  
 (一) 起業者は、市内にある五つの小学校通学区域ごとに児童館を設置することとしており、本事業は、その四箇所目となる事業である。児童の健全な育成を図り、その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てが出来るよう支援するため、児童館を建設するものであることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。  
 (二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。  
 (三) 起業地は、利用者の利便性、経済性、交通の安全性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。  
 (四) 本事業計画は、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第百二十三号厚生事務次官通知)等から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地として認められること。  
 (五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。
- 4 法第二十条第四号要件  
 本事業は、葦崎市長期総合計画に位置付けられた事業で、年度別実施計画の平成十五年度事業として実施が計画されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。
- 5 結論  
 1から4までで述べたとおり、本事業は、法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。  
 以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 葦崎市役所福祉保健課

山梨県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月二十日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年一月三十日  
 山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四六九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町十鳥字峠二二一〇番地先から 南巨摩郡南部町十鳥字藤ヶ瀬二五八一番の 一地先まで	○	一〇・五、 四四・一		五三〇・〇

山梨県告示第四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十五年一月三十日  
 山梨県知事 天 野 建

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号九号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号九号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域			
	標柱番号	郡 市 町 村	大 字	字 地 番
二 一	東山梨郡	同 牧丘町	同 隼	カジメ 坂ノ上 二二七 二二二 二二一〇



条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。  
平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十七号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十七号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
三沢日向	一	西八代郡	下部町	三沢	日向	一一三七
	二					一一〇〇
	三					一一〇〇
	四					一一〇〇
	五					一一〇〇
	六					一一〇〇
	七					一一〇〇
	八					一一〇〇
	九					一一〇〇
	十					一一〇〇
	十一					一一〇〇
	十二					一一〇〇
	十三					一一〇〇
	十四					一一〇〇
	十五					一一〇〇
	十六					一一〇〇
	十七					一一〇〇

**山梨県告示第四十五号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

**急傾斜地崩**

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号三十二号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号一号と標柱番号三十二号の標

**壊危険区域**

壊危険区域	柱を結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
中小倉	一	北巨摩郡	須玉町	小倉	前田	一四六六
	二					一四七三
	三					一四六六
	四					一四六五
	五					一四六〇
	六					一四六〇
	七					一四六〇
	八					一四六〇
	九					一四六〇
	十					一四六〇
	十一					一四六〇
	十二					一四六〇
	十三					一四六〇
	十四					一四六〇
	十五					一四六〇
	十六					一四六〇
	十七					一四六〇
	十八					一四六〇
	十九					一四六〇
	二十					一四六〇
	二十一					一四六〇
	二十二					一四六〇
	二十三					一四六〇
	二十四					一四六〇
	二十五					一四六〇
	二十六					一四六〇
	二十七					一四六〇
	二十八					一四六〇
	二十九					一四六〇
	三十					一四六〇
	三十一					一四六〇
	三十二					一四六〇

**山梨県告示第四十六号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、

山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

馬込	二十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	馬込	同	同	同	同	同	水川戸	同	同	同	同	馬込	同	同	同	水川戸	馬込	同
	四二四六	四二四八	同	同	四二三六	同	同	四二三五	同	四二二七	四二一九	四二一九	同	四二五五	同	同	四二二三	四二四六	同
	一	一			一			乙	一	五	一	一					一		

山梨県告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

一 施行者の名称

山梨県公報 第千三百五十三号 平成十五年一月三十日

竜王町

二 都市計画事業の種類及び名称

都市公園事業 玉幡地区拠点公園

三 事業施行期間

平成十五年一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 山梨県中巨摩郡竜王町大字西八幡地内

2 使用の部分 なし

山梨県告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白州町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字横手字縦横道一六二〇の三五五の一部、一六三三の三、一六三三の三、一六三三の四、一六三三の五の一部、一六三四の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	大字横手字中込
大字横手字上原一五一八の五、一五一九の二、一五一九の三並びに一五一九の一、一五四七の二、一五四七の四、一五四七の七七に隣接する国有地の全部、一五二二、一五四六の一、一五四六の四、一五四七の一の地先の国有地の全部	大字横手字上原
大字横手字上原一五一八の一、一五一八の二、一五一九の一に隣接する字中込の水路である国有地の一部	大字横手字中原

<p>の全部並びに一三三四の一に隣接する道路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字中原一六四の一部、一六四の二の一部、一六四の内二の一部、一六五の三の一部、一六五の四、一六七の二の一部、一六八、一六九、一七〇の一部、一七一の一部、一七三の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字原道上</p>
<p>大字横手字下原一三二の一の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字新居一九七七の一の一部、一九七七の二の一部、一九七九の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字下原</p>
<p>大字横手字中原一六三の一部、一六三の二の一部、一六四の一部、一六四の二の一部、一六四の内二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	
<p>大字横手字原道上二三七九の六の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一三七七、一三七八、一三七九の四地先の水路である国有地の一部</p>	
<p>大字横手字原道上二三九九の二の一部、一三九九の三から一三九九の三三までの各一部、一三九九の三五及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一三九九の九に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字新居</p>
<p>大字横手字新居道上一七六五から一七六七までの各一部、一七八二の一部、一七八三の一部、一七八四の一部、一七八四の二、一七八五の一部、一七八六の</p>	<p>大字横手字古御所</p>
<p>一部、一七八六の二、一七八七の一部、一八二一、一八二三から一八二五までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに一八三一の一に隣接する水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字西ノ久保二四〇五の一部、二四二七の一部、二四二八の一部、二四三三の一部、二四三五の一部、二四八八の二の一部、二四八八の一部、二四八八の一の一部、二四八八の二の一部、二四九一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二四八〇の地先の道路である国有地の一部</p>	
<p>大字横手字本村耕地二六六七の三の一部、二六七二の一部、二六七二の一部、二六七七の一部、二六七八、二六七九の一部、二七八〇の一部、二七八一の二の一部、二七一六の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字久保頭</p>
<p>大字横手字古御所二〇九一の一から二〇九一の一三まで、二〇九一の一五及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字本村耕地二六六三の二、二六六五の二、二六六七の二、二六六八、二六六九、二六八六の三の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	
<p>大字横手字姥石三六三〇の一部、三六三二の一部、三六三六の一部、三六三七、三六三八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字上北田二一六四の一部、二一六五の一部、二一六六、二一六七の二の一部、二一七八の一部、二一九一の一部、二一九二の一部、二一九七の一部、二一九</p>	<p>大字横手字新居道上</p>



九八の一部、二一九、二二〇の一部、二二〇の一部、二二一の一部、二二二、二二六の四の一部、二二六の六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字横手字古御所二二二の二の一部、二二四、二二四三の一部、二二四五

大字横手字新居道上一七〇の二、一七一の五、一七二の三、一七三の二、一七四の七から一七六の二まで、一七六の二の一部、一七六の四の一部、一七六の六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに七〇九、一七二の三、一七二の六に隣接する道路、水路である国有地の全部、字御殿三九二三の一八七に隣接する字新居道上の水路である国有地の一部

大字横手字古御所二二四三の一部、二二四四、二二四五、二二四六の一部、二二四七、二二四八、二二四九の一部、二二五〇の一部、二二五一の一部、二二五二の一部、二二五三の一部、二二五四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字横手字御殿三九二三の二二五

大字横手字下北田二二二の二の一部、二二三の四の一部、二三四の二の一部、二三五の二の一部、二三六の三の一部、二三七の四の一部、二三八の五の一部、二三九の六の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

大字横手字上北田

有地の全部

大字横手字西ノ久保二三五七の一部、二三五九の一部並びに二三六一の二の地先の道路である国有地の一部

大字横手字西ノ久保二三五三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字横手字下北田二二二の二、二二三の七の二、二二三の七の三、二二三の九に隣接する字上北田の水路である国有地の一部並びに西ノ久保二三五三に隣接する字上北田の水路である国有地の一部

大字横手字下北田二二三〇の一部

大字横手字上北田二一八一の二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字西ノ久保二三五三、二三五五、二三五七、二三六一の二、二三六一から二三六四まで、二四〇〇、二四〇一に隣接する字上北田の水路である国有地の一部

大字横手字西ノ久保二四〇三、二四〇五、二四二八、二四三三、二四八六、二四八八の二に隣接する字古御所の水路である国有地の一部並びに字西ノ久保二四八〇の地先の字古御所の水路である国有地の一部

大字横手字西ノ久保二四九一に隣接する字久保頭の道路である国有地の一部

大字横手字上ノ山三三九四の一部、三三九五の一部、三三九八、三三九九の一部、三四〇〇の一部、三四〇一、三四〇二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字横手字下北田

大字横手字西ノ久保

大字横手字姥石

<p>大字横手字久保頭二五五〇の二の一部、二五五〇の四、二五五〇の五の一部、二五五〇の六、二五五二の一、二五五二の二の一部、二五五三の一部、二五五四の一部、二六一四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	
<p>大字横手字久保頭二五五三の一部、二六一七の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字上ノ山</p>
<p>大字横手字古御所二〇三七の三、二〇三八の三、二〇四四の四から二〇四四の七まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに二〇四四の一に隣接する水路である国有地の全部、字本村耕地二七一六、二七一八の一に隣接する字古御所の水路である国有地の一部</p>	<p>大字横手字本村耕地</p>
<p>大字横手字上ノ山三三四四の二、三三四五の二、三三四七の二、三三四八の二、三三五七の三及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに三三四九、三三五七の一、三三五八に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字大ノ田二八二六の一の一部、二八三二の一の一部、二八三三の三の一部、二八三四の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字久保頭二六四三の二の一部、二六四三の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大字横手字下勘定地三一六〇の一部、三一六五の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに</p>	
<p>字古御所二七六四、二七六五、二七九八の一から二七九八の三まで、二七九八の五、二八〇〇の一、二八〇一の一、二八〇三の一、二八〇五の一、二八〇七の一に隣接する字下勘定地の道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大字横手字上勘定地</p>
<p>大字横手字上勘定地三三三〇、三三三一、三三三二、三三三三に隣接する字本村耕地の道路である国有地の一部</p>	<p>大字横手字上勘定地</p>
<p>大字横手字上勘定地三三〇九の一、三三二九、三三三〇に隣接する字下勘定地の道路である国有地の一部</p>	<p>大字横手字下勘定地</p>
<p>大字横手字本村耕地二七六四の一部、二七九八の六、二八〇〇の二、二八〇〇の三、二八〇一の二、二八〇一の三、二八〇三の二、二八〇五の二、二八〇七の二から二八〇七の四まで</p>	<p>大字横手字下勘定地</p>
<p>大字横手字上勘定地三三〇四の二、三三〇九の二</p>	
<p>大字横手字大ノ田二八二六の一の一部、二八三二の一の一部、二八三三の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字大ノ田</p>
<p>大字横手字下勘定地三〇九三の一に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字大ノ田</p>
<p>大字横手字本村耕地二八二二の一の一部</p>	
<p>大字横手字中山二九七五の四から二九七五の六まで</p>	
<p>大字横手字大ノ田二八七二の一の一部、二九〇一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字横手字中山</p>

山梨県告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白州町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字白須字上屋敷一三七八の四に隣接する道路、水路である国有地の一部	大字白須字柳原
大字白須字柳原一、大字台ヶ原字古町五九に隣接する大字白須字柳原の水路である国有地の全部	大字台ヶ原字古町
大字台ヶ原字大久保七七四、七七五の一部、七七六の一部、七七八の一の一部、七七八の三の一部、七八六の一部、七八七の一部、七九〇の一部、七九一の二、七九二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大字台ヶ原字大久保
大字台ヶ原字古町三八の一部、三九の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	大字台ヶ原字山田
大字台ヶ原字中台二二〇四の三、二二〇四の二、二二〇四の三、二二〇四の三四	
大字台ヶ原字山田一九四一に隣接する字川平の道路 水路である国有地の一部	

山梨県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、小淵沢町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字上笹尾字堀込一一の一に隣接する大字松向字後越の水路である国有地の全部	大字上笹尾字堀込
大字上笹尾字石沢一一の一、一一の二に隣接する道路である国有地の全部	大字上笹尾字石沢
大字松向字後越一一八から一一一までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	大字上笹尾字東田
大字上笹尾字御所屋敷二五九の二の一部、二六〇の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	大字上笹尾字御所屋敷
大字上笹尾字東田二二六から二四〇までの各一部、二五二から二五五までの各一部、二五六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大字上笹尾字川尾
大字上笹尾字高原一四九六の一部	
大字上笹尾字道田三九一の一の一部、三九二の一の一部、三九四の一部、三九五の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	
大字上笹尾字下川四二二の一部、四二三の一部、四二五の一部、四二六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	
大字上笹尾字御崎四三八の一部、四四〇から四四四までの各一部、四四六の一部	

<p>及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字下川四二六に隣接する字御崎の道路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字寺田一二五六の一部、一五七及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下川四一三の一部、四一四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字岸尾三二四の一部、三二五の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字道田三九五の一部、三九六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字御崎四五九の七及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに四五七、四五八、四五九の二、四五九の六に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字岸尾三一九の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下川四二五の一部、四二六の一部</p>	<p>大字上笹尾字日向五七七の二</p>	<p>大字上笹尾字日向五六九の一、五七二</p>	<p>大字上笹尾字源氏箆七八六の一部、八六九から八七一までの各一部、八七三の二、八七四の一部、八七五、八七五の二、八七六の一部、八七七の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>		<p>大字上笹尾字道田</p>	<p>大字上笹尾字下川</p>		<p>大字上笹尾字御崎</p>		<p>大字上笹尾字中坪</p>	<p>大字上笹尾字後田</p>	
<p>大字上笹尾字荒井小森一一八四の四、一一八八の三、一一八八の四、一一九八、一二〇〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一一八八の二、一二〇〇の一に隣接する水路である国有地の全部並びに字始整一〇七二の地先の字荒井小森の水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字上駒場一三三六の二から一三三六の四まで、一三三七の一部、一三三七の二の一部、一三三七の三、一三三七の五の一部、一三四〇の一〇、一三四一の二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下駒場一四五〇の一の地先の水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字西堀込一八七の一四六</p>	<p>大字上笹尾字東田二五〇の一部、二五一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字御所屋敷二六〇から二六四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字島屋敷一九〇四の一部、一九〇五の一部、一九〇五の二、一九〇六の二、一九〇八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字川田一八六七から一八七一までの各一部、一八七二、一八七三、一八七四の一部</p>	<p>大字上笹尾字芦原二六九一の二の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地</p>	<p>大字上笹尾字始整</p>	<p>大字上笹尾字御側</p>	<p>大字上笹尾字高原</p>	<p>大字上笹尾字川田</p>	<p>大字上笹尾字島屋敷</p>	<p>大字上笹尾字谷戸ノ窪</p>					

<p>の全部</p>	<p>大字上笹尾字中村九六三の一、九六四の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字滝沢二〇一七、二〇三九から二〇四二までに隣接する字谷戸ノ窪の水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字中村九四六の二、九四七の二、九五二の二</p>	<p>大字上笹尾字上福岡田二二六一の一の一部、二二六五の三</p>	<p>大字上笹尾字上福岡田二二六一の一の一部、二二六八の四、二二七〇の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二二六一の一に隣接する字長尾根の道路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字大久保二五〇の一、二五一一に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字西窪二五八一の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字前畑二六〇六の一の一部、二六〇七の一部、二六一〇の一の一部、二六一一の二から二六一一の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下福岡田二二一九から二二二二までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字大久保二四八七から二四九〇までの各一部、二四九一から二四九五</p>
	<p>大字上笹尾字滝沢</p>		<p>大字上笹尾字長尾根</p>		<p>大字上笹尾字堀合</p>			<p>大字上笹尾字上福岡田</p>		

<p>まで、二四九六の一部、二五〇一、二五〇三、二五〇四、二五〇五の一、二五〇六の一、二五〇九の一、二五一三の一の一部、二五一四の一部、二五一五、二五一六、二五二七の一部、二五二五の三の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字長尾根二〇八七の五、二〇八八の一、二〇八九の一、二〇九〇から二〇九二まで、二〇九三の一、二〇九三の二、二〇九四の三、二〇九五の三、二〇九六の三、二〇三三の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字上福岡田二二六五の一、二二六六、二二六七、二二六八の一の一部、二二九一の一部、二二九九の一部、二二〇一の一部、二二〇二から二二〇四まで、二二〇四の二、二二〇五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字尾崎二二五八の一部、二二五九の一部、二二六〇、二二六〇の二、二二六一から二二六五まで、二二六六の一、二二六六の二、二二六六の三の一部、二二六六の四の一部、二二六七の一部、二二六七の二の一部、二二八〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下福岡田二二二二の一部、二二二二の一部、二二二五の一部、二二二七、二二二八、二二二九の一部、二二三〇の一部、二二三一、二二三三の一部、二二三五の一部、二二三六の一から二二三六の七まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字尾崎二二五七、二二五八、</p>
<p>大字上笹尾字下福岡田</p>			<p>大字上笹尾字西原</p>		

<p>二二五八の二、二二五九の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字腰巻二四四五の一の一部、二四四五の二の一部、二四六二の一部、二四六四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字上福岡田二一八三の一部、二一八四の一部、二一八六の一部、二一八八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字下福岡田二二二〇の一部、二二二一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字西原二四三二の一部、二四三三の一部、二四三三の二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字大久保二四七二の一、二四七二の二、二四七三の一部、二四七四の一部、二四八八から二四九〇までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字堀合二二三五の一の一部、二二三五の二の一部、二二四二の一部、二二四三の二の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字大久保二五三六の二、二五三七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字西窪二五八一の一部、二五八二の一部、二五八四の一部、二五八五の一部、二五九〇の一部、二五九二の一部及びこれらの区域に隣接介在する</p>
		<p>大字上笹尾字腰巻</p>			<p>大字上笹尾字西窪</p>			<p>大字上笹尾字前畑</p>

<p>道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字谷戸ノ窪二〇〇〇の一部、二〇〇八の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字滝沢二〇一七、二〇一八及び字芦原二六八八の一、二六九〇に隣接する字谷戸ノ窪の水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字滝沢二〇一七の一部、二〇一八の一部、二〇一九、二〇二〇の一部、二〇二一の一部、二〇二三、二〇二四の一部、二〇二四の二、二〇三二の一部</p>	<p>大字上笹尾字前畑二六一五から一六一七まで、二六二〇、二六二一、二六二三の一、二六二九の一、二六三四、二六四〇から二六四三まで、二六四三の二、二六四四、二六四五の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字堀込三の一部、四の一部、一の一部、一四の一部、一六の一部、一九の一部、四三の一部、四四の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一、三に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>大字上笹尾字石沢一一三から一一六までの各一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大字上笹尾字芦原</p>	<p>大字松向字後越</p>
-----------------------	--	---	---	--	---	-----------------	----------------

山梨県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、河口湖町長から認可申請のあった団体営土地改良総合整備事業（河口湖町大石地区）の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
換地計画書の写し

- 二 縦覧期間

平成十五年一月三十一日から平成十五年二月二十八日まで

- 三 縦覧場所

河口湖町役場

- 四 異議申出期間

平成十五年三月三日から平成十五年三月二十四日まで

## 公 告

- 第三十五期山梨県地方労働委員会委員候補者の推薦請求

第三十五期山梨県地方労働委員会委員の任命を平成十五年七月に行うので、使用者団体は使用者委員候補者を、労働組合は労働者委員候補者を次により推薦されたい。

平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 推薦資格を有するもの及びその推薦手続

- 1 使用者団体

(一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみ組織を有し、主として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

(二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

- 2 労働組合

(一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみ組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

(二) (一)の労働組合が候補者を推薦する場合には、推薦書にその労働組合が労働組合法の規定に適合する旨の地方労働委員会の証明書を添付すること。

- 二 被推薦者の資格制限

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年

法律第二十号）第一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

- 三 推薦者数

各使用者団体及び各労働組合が推薦しようとする候補者の数は、それぞれ十名程度とする。

- 四 推薦期間

平成十五年四月九日から同月二十四日まで

- 五 推薦書提出場所

山梨県商工労働観光部労働課とする。

- 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第十九条の規定による講習会を開催する。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開催日時

一日目 平成十五年二月二十七日午前九時二十分

二日目 平成十五年二月二十八日午前九時二十分

- 二 開催場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇三会議室

- 三 科目

1 屋外広告物の法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施行に関する事項

- 四 受講手数料

一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受講手数料は、申し込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

- 五 受講申込み受付期間

平成十五年二月六日（木）から同月二十一日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

- 六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課（電話〇五五 二二三 一七三四）

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 西八代郡市川大門町字八乙女一七九〇の三、一七九一の一、一七九二の二、一七九六の一及び一七九六の二並びに字大門一八四七の三並びに字新町前一八五〇の三、一八五〇の三九、一八五〇の四〇、一八五〇の四一、一八五〇の四二、一八五〇の四三、一八五〇の四四、一八五〇の四五、一八五〇の四七、一八五〇の四八、一八五〇の四九、一八五〇の七二、一八五〇の七三、一八五〇の七四、一八五〇の七五、一八五〇の七六、一八五〇の七七、一八五〇の七八、一八五〇の七九及び一八五〇の八〇並びに字新町二六〇三の一五、二六〇三の一六、二六〇三の一七、二六〇三の二九及び二六〇三の三〇並びに字八幡二六七九、二六七九の二及び二六七九の三
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
緑 水 道 地 路 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡南地域振興局市川建設部及び市川大門町に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡市川大門町千七百三十三番一 市川大門町

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（円野地区第三工区）の換地処分を平成十四年十一月一日実施した。

平成十五年一月三十日

山梨県知事 天 野 建

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年一月二十九日までとする。

平成十五年一月三十日

山梨県公安委員会  
 委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要		
	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR恐竜 大陸V	株式会社ソフィア
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR恐竜 大陸G	株式会社ソフィア
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR恐竜 大陸GS	株式会社ソフィア
			検定番号
			二〇〇八八九
			二〇〇八七四
			二〇〇八八七



○一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR恐竜 大陸GR	株式会社ソフィア	二〇〇八五二
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRゴジラ MB	株式会社ニユーギン	二〇〇九〇七	
株式会社ユニオンマシーナリ 代表取締役 海老澤裕 東京都千代田区外神田六丁目五番四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ドントン	株式会社ユニオンマシーナリ	一四〇三二二	
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRパン プキング T	豊丸産業株式会社	二〇〇八四二	
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRパン プキング Z	豊丸産業株式会社	二〇〇九四二	

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRマリ ンワール DM	株式会社藤商事	二〇〇七八六
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRマリ ンワール DW	株式会社藤商事	二〇〇七九五
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRマリ ンワール DR	株式会社藤商事	二〇〇八〇五
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRおい つ鬼太郎 E	株式会社藤商事	二〇〇八八五
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRおい つ鬼太郎 Z	株式会社藤商事	二〇〇八九二
株式会社平和 代表取締役 中島潤	ばちんこ遊技機	CR・パ ットマン	株式会社平和	二〇〇八七五

群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	規則第六条第一号イ(別表第二)	X		
株式会社平和 代表取締役 中島潤	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR・パットマン YS	株式会社 平和	二〇〇八九一
群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	第一種特別電動役物			
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	スノーキングR	株式会社 ロデオ	二四〇五三〇
東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)			
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	カゼノヨ ウジンボ UR	株式会社 ロデオ	二四〇八三五
東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)			

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年七月十八日山梨県人事委員会規則第二十五号(山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則)

三三八 上 終わりから四 山梨県職員の給与に関する規則

三三八 上 終わりから四 山梨県職員の給与に関する規則

三八九 上 五 山梨県学校職員の給与に

に関する規則 に関する規則の規定

平成十四年七月十八日山梨県人事委員会規則第二十七号(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

三八九 下 十四 山梨県警察職員の給与に関する規則 山梨県警察職員の給与に関する規則の規定

平成十四年十二月二十七日山梨県人事委員会規則第二十八号(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

八 上 終わりから七 第二十五条の三 第二十五条の三の規定

平成十四年十二月二十七日山梨県人事委員会規則第二十九号(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

一一 上 終わりから八 第二十一条の三 第二十一条の三の規定

平成十四年十二月二十七日山梨県人事委員会規則第三十号(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

一三 下 終わりから十五 第二十一条の三 第二十一条の三の規定